

7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税都市計画税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)、後期高齢者医療保険料(第1期)の納期です。納期限は7月31日(水)です。口座振替は7月31日(水)の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

左右の安全確認を必ずする、夜間は反射材を活用するなどして気をつけましょう。【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

たっけー☆☆を使って福生を盛り上げよう!

市公式キャラクターたっけー☆☆のデザインをさまざまな用途に利用し、PRしてみませんか? 【対象】個人や法人、その他の団体 ※使用料は無料

【利用方法】①市ホームページから申請書をダウンロードし、使用見本を添えて提出してください。②内容を審査後、市から承認・不承認決定通知書をお送りします。※詳細は市ホームページをご覧ください。

自衛消防訓練審査会

各事業所には、火災等が発生した場合に、通報、避難及び消火活動を行うための従業員で組織する自衛消防隊が編成されています。

【日時】7月30日(火)午後1時~4時30分(荒天の場合は8月2日(金)に延期)

【場所】瑞穂ビューパーク競技場(瑞穂町箱根ヶ崎2475番地)

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119

スピードの出過ぎに注意

自動車はスピードの出過ぎに注意しましょう。特に生活道路での通勤・通学時間帯や夜間の走行は歩行者にとって大変危険です。自転車の利用時も安全を確保できる速さで走行しましょう。歩行者は横断歩道を渡る際は

福生市地域防災計画(素案)に対する市民意見の概要と意見に対する市の考え方を公表します

4月15日~30日の間に福生市地域防災計画(素案)について市民意見の募集を行い、ご意見をいただきました。ご意見の概要と意見に対する市の考え方は下表のとおりです。

【意見提出者】1名(1項目) 【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

Table with 2 columns: 市民意見の概要, 意見に対する市の考え方. Content includes details about the disaster prevention plan and public opinion collection process.

みんなで楽しいライブペイント. Art gallery event for summer. Includes details on date, time, location, and fees.

埼玉西武ライオンズ 福生市感謝デーのお知らせ. Sports event for the city. Includes details on date, time, location, and ticket information.

平成 24 年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

【情報公開制度】情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことで、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有する情報が対象となり、公開を原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

【市政情報の公開請求などの状況】平成 24 年度の市政情報の公開請求などの状況は、表 1 のとおりです。

【情報公開審査会】この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査し、情報公開制度の運営について審議します。平成 24 年度は 1 回開催されました。

【個人情報保護制度】個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

【保有個人情報の開示請求などの状況】平成 24 年度の個人情報の開示請求などの状況は、表 2 のとおりです。なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

【保有個人情報取扱事務の届出状況】実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。平成 24 年度の届出状況は、表 3 のとおりです。

【目的外利用と外部提供の届出状況】市民の個人情報は、収集の目的の範囲内での利用を基本とするので、市の内部でほかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)することは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合は、例外として目的外利用、外部提供ができます。平成 24 年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表 3 のとおりです。

【個人情報保護審議会】この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査します。平成 24 年度は 3 回開催されました。

▼制度を利用するには 【請求方法】

〈市政情報の公開・自己情報の開示などの請求や相談〉⇒市役所第一棟 5 階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話などでは請求できません。請求書等は市ホームページからダウンロードすることができます)。

※市政情報の請求は、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを利用して行えます。

※自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

▼公開などの決定 〈市政情報の公開・自己情報の開示〉⇒請求があった日の翌日から 14 日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(できない場合は、その理由をお知らせします)。

〈自己情報の訂正〉⇒必要な調査を行い、請求があった日の翌日から 30 日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

▼公開などの方法 〈市政情報の公開・自己情報の開示〉⇒お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧し

ていただく場合があります)。

※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

▼費用 〈市政情報や自己情報の閲覧〉⇒無料 〈写しの交付や郵送〉⇒その作成などに係る費用 ※住民票の写しの請求など、別に法令などで手続が定められているものは、この制度は適用されません。 ※詳細は市ホームページをご覧ください(制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。

※市役所 1 階の「情報スペース」では市政情報について自由に見ることができ、コピー(有料)もできますのでご利用ください。

【問合せ】総務課法制係 ☎ 551・1536

Table 1: 市政情報の公開請求などの状況. Summary table showing request counts and decision outcomes for public information requests.

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

Table 2: 個人情報の開示請求などの状況. Summary table showing request counts and decision outcomes for personal information disclosure requests.

表 3: 保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

Table 3: Summary table showing disclosure status of public information handling, external use, and external provision of public information.

表 1・2・3 とも ( ) 内は平成 23 年度の件数

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

【安全安心まちづくり市民ひろば】次回の開催は 犯罪のないまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換、パトロールをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】7月25日(木)午後7時~9時 【場所】さくら会館2階第4集会室 【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691